

つる産業まつり 2026 出店要領

1. 「つる産業まつり 2026」について

(1) 目的

「創ります！しごととくらしの充実したまち」をテーマに、商店・農業・観光などの産業全般の活性化を図る。

(2) 開催日時

令和8年10月25日（日）午前9時～午後2時（5時間開催）

※開催時間を当初予定の10時開始から変更しました

(3) 会場

谷村第一小学校校庭（都留市上谷1-1-2）

(4) 主催

都留市商工会、JA クレイン、都留市観光協会（事務局）、都留市

(5) 協力団体

都留飲食店組合、(株)都留市観光振興公社、つるポイントカード店会、お茶壺道中実行委員会

(6) 内容（予定）

- ① マルシェコーナー（都留市商工会、JA クレイン、都留市観光協会、都留飲食店組合、(株)都留市観光振興公社）
- ② 伝統芸能 お茶壺道中行列（お茶壺道中実行委員会）
- ③ ステージイベント（都留市観光協会、お茶壺道中実行委員会）

2. 出店の申込

(1) 申込期限

令和8年10月2日（金）17時 ※必着

所属団体を通して事務局までお申込みください。

(2) 申込方法

「① 事務局窓口へ持参」「② 事務局住所へ郵送」「③ 事務局アドレスへメール」「④ ファックス（事務局番号）で送付」のいずれかの方法で申込みください。

<申込先> 都留市観光協会事務局

住所：〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1（都留市産業課内）

TEL：0554-43-1111 FAX：0554-43-5049

Mail：kankou@city.tsuru.lg.jp

(3) 申込の注意点

- ・関係官公署への申請があるため、締切後のお申し込みは対応いたしかねます。
出店を希望される場合は、必ず申込期限までにお申し込みください。
- ・会場の都合上、出店数の上限は概ね 60 店舗となります。申込多数の場合は、都留市内の出店者を優先し、主催者において抽選を行い、決定します。
- ・テントの配置および出店テントの小間割は、主催者において決定します。

3. 提出書類

出店申込の際に、該当する書類を必ず提出してください。

- ① 出店申込書（必須）様式 1
- ② 出店調査票（必須）様式 2
- ③ **顔写真付き身分証明書（運転免許証等）のコピー（代表者及び従事者全員分）**
※警察署への照会に使用するため、内容が読み取れる状態で提出してください
- ④ 店舗（テント／キッチンカー）平面図（必須）様式 3
- ⑤ 販売商品一覧表 ※食品または商品の販売を行う場合様式 4
- ⑥ 提供食品の概要書 ※食品を提供・販売する場合様式 5
- ⑦ 暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書様式 6
- ⑧ 営業許可を受けていることを証明できる書類の写し
※キッチンカーなど飲食や加工食品を提供する場合（既製品のみの場合不要）
- ⑨ 車検証のコピー ※キッチンカー等の車両で出店する場合

4. 出店負担金について

(1) 出店料

都留市観光協会会員/販売行為なし	無料
非会員（都留市内事業者・在住者）	3,000 円
非会員（都留市外事業者・在住者）	5,000 円
JA クレイン農業協同組合・都留市商工会 所属団体・事業者等	所属団体にお問い合わせください

(2) 借上料

テントなどの備品類の借上料は、所属団体にご確認ください。どの団体にも所属していない場合は都留市観光協会事務局までお問い合わせください。

事務局から備品類をレンタルした場合は、イベント後にレンタル料を請求します。

事務局からレンタルできる備品	テント、テーブル、パイプ椅子
レンタルできない備品/持込が必要なもの	発電機、消火器など上記以外

5. 出店に伴う官公署への許認可

(1) 警察署

出店者は、《様式2》に記入した代表者および従事者全員分の顔写真付き身分証明書（運転免許証等）のコピー、《様式6》の暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書をご提出ください。事務局でとりまとめ後、警察署に提出いたします。

(2) 保健所

試飲・試食や食品の提供などを行う場合は、《様式3》に備品等の配置、《様式5》に食品の提供方法等を記載し、営業許可を受けていることを証明できる書類の写しをご提出ください。事務局でとりまとめ後、保健所に提出いたします。また、下記指導指針に沿って、保健所より指導を受ける場合もございますのでご了承ください。

山梨県「イベント等における食品取扱いの指導指針」参照

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento_shishin.pdf

(3) 消防署

火器・発電機等を使用する方は、《様式1》に詳細を記載し、《様式3》に火器・消火器等の位置を明記してご提出ください。事務局でとりまとめ後、連絡先と配置を消防署に報告いたします。

当日、イベント開始時間に消防署の立会検査が入ります。

必ず消火器のご用意をお願いいたします。

6. 食品の提供

試飲・試食や食品を提供などを行う場合は、次の事項を必ず遵守してください。

- (1) 出店場所の衛生に留意し、周囲の汚れを防止してください。
- (2) ゴミ袋を持参し、会場で出たごみを持ち帰ってください。
- (3) 排水溝に油類、固形物、残飯等を絶対に流さないでください。
- (4) 爪楊枝は使用禁止とします。(校庭に落ちた場合、拾い集めることが困難なため)
- (5) ガラス瓶の飲料(ラムネ等)は販売禁止とします。(ガラス瓶の破損等によりガラスが散乱し、校庭の使用に支障が生じる危険性があるため)
- (6) 食中毒予防の為、食品の保管には十分に注意して下さい。

下記山梨県の指導指針をよく理解し、美味しく食べられる状態での提供をお願いいたします。

山梨県「イベント等における食品取扱いの指導指針」参照

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento_shishin.pdf

(7) 酒類について

提供方法によって扱いが異なりますので、ご注意ください。

場合により、期限付酒類販売免許/申請が必要となります。

《ケース別の判断》

サーバー入り 酒類	ビールサーバー等からコップに注いで提供→○（免許不要）
缶・瓶入り 酒類	①缶からコップ等に注いで販売→○ ②蓋を開けずに持ち帰れる状態で販売→×（免許要）
カクテル・ 水割り等	①コップに注ぎ、水等を混ぜて作ってから販売→○ ②缶・瓶等に入っており未開封のまま販売→×

7. 賠償責任保険について

主催者の責に起因する事故等の発生に備えた賠償責任保険への加入については、実行委員会において対応しますが、出店者の責に起因する事故、食中毒等の発生に備えた損害賠償保険等への加入については、出店者において対応してください。

8. 火器・発電機等の使用

会場内では、火器、電気を使用することができますが、コンロや発電機、電源の貸出は行っておりませんので、各自で持込をお願いします。

また、火器・発電機等を使用する出店者につきましては、**各自で消火器（小型のものも可）**をご用意ください。また、火器・発電機等を使用する際は、以下の点にお気を付け下さい。出店当日には、消防署の検査が入ります。

- (1) 火器は、引火性のある物品から 15 cm以上離して設置し、常に周囲の整理を心掛けてください。
- (2) 地震等により、安易に転倒しないように設置してください。
- (3) ガスコンロのホースは、適切な長さで使用し、接続部分をホースバンド等で締め付けてください。
- (4) ガスボンベの転倒がないよう、必ず固定してください。
- (5) コンロ等をテーブル等の上に置く場合は、防災クロスやアルミホイル等を敷いて延焼しないよう配慮してください。
- (6) 消火器は、火気のそばから離して設置し、安全に使えるよう注意してください。
- (7) 発電機は、排気ガスが発生するため、風通しの良い場所に配置してください。
- (8) 発電機は、建物の壁や設備などから 1m 以上離し、平らで安定した場所に配置してください。
- (9) 発電機の燃料補給時は、必ずエンジンを停止して、火の気のない場所で行ってください。

- (10) 発電機の周囲に燃えやすいものや囲い、箱などを置かないようにしてください。
- (11) 発電機 1 口から複数の電源をとる「タコ足配線」は火災の原因となります。原則、1 口から 1 本のみ電源をとるようにしてください。

9. 駐車場について

出店決定後、駐車場の手配を希望された出店者の方には駐車券を配布（上限 2 枚）しますので、決められた駐車場に奥から詰めて駐車してください。なお、駐車の際は駐車券を車両のダッシュボードに外から見えるように置いてください。

決められた場所以外への駐車は厳禁です。

10. 搬入・搬出

※イベント開始時間の変更に伴い、搬入・搬出時間を変更しました。

(1) 搬入時間

午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分

※ 午前 8 時 45 分までに車両の移動を完了してください。

(2) 搬出時間

午後 2 時～（イベント終了後）

※ 準備した商品が早期に終了した場合などは、当日会場でご相談ください。

※ 搬出時間までは、会場内への車両進入・車両での搬出はできません。途中退出が必要な場合は、出店者用駐車場の希望（上限 2 台）を提出するか、ご自身で周辺駐車場を確保してください。（来場者駐車場は駐車禁止）

11. ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。また、イベント終了後には、出店場所周辺のゴミ拾いを行い、校庭内の清掃にご協力ください。

12. 法令の遵守

出店にあたっては、適用される法律等を必ず遵守して下さい。法律等を守らない場合は、出店をご遠慮いただきます。

（適用法律）食品衛生法・酒税法・不当景品類及び不当表示防止法・不正競争防止法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 など

13. 禁止行為

以下の行為は禁止いたします。禁止行為があった場合、以後の出店を許可しません。

(1) 歩き売りの禁止

商品をテントから持ち出し、巡回しながらの販売は、来場者および他の出店者のご迷惑となりますので、行わないでください。

(2) 出店スペースの制限

事前に申請したテントやキッチンカーのスペース内で出店してください。

スペースからはみ出している商品や備品等があった場合は、違反とみなします。

(3) その他

出店要領および出店者案内（出店決定後送付）に記載された内容を守っていない場合も、違反とみなします。配布される資料をよくお読みのうえ、申込や出店準備をお願いいたします。

14. その他

(1) 学校施設の保護

会場は、谷村第一小学校児童が学校生活で使用しているものをお借りしています。イベント後の学校運営に支障がないよう、大切に扱ってください。

(2) 喫煙の禁止

小学校敷地内は全面禁煙です。会場内での喫煙は一切禁止します。

(3) 荒天時の中止の場合

台風など、あらかじめ荒天が想定される場合は、10月23日（金）16時に開催の可否について判断し、代表者に連絡いたします。

当日：10月25日（日）の朝に降雨の場合は、朝6時に開催の可否について判断し、決定次第、代表者に連絡いたします。

ご不明な点がありましたら、事務局までお問合せください。

〈問い合わせ先〉都留市観光協会事務局

住所：〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1（都留市役所産業課内）

TEL：0554-43-1111 FAX：0554-43-5049

Mail：kankou@city.tsuru.lg.jp